

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成26年8月28日(2014.8.28)

【公表番号】特表2012-500990(P2012-500990A)

【公表日】平成24年1月12日(2012.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-002

【出願番号】特願2011-524478(P2011-524478)

【国際特許分類】

**G 01 R 31/12 (2006.01)**

【F I】

G 01 R 31/12 A

G 01 R 31/12 B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年7月7日(2014.7.7)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0004

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0004】

本発明の第一の態様によれば、電気系統内で生じる部分放電をモニタリングする方法が提供され、当該方法は、

低トリガーレベルおよび高トリガーレベルを規定することを有し、該低トリガーレベルおよび該高トリガーレベルは電気パルスについての振幅レベルであって、該高トリガーレベルは低トリガーレベルよりも高い振幅であり、

マイナータイムフレームの期間を規定することを有し、

マイナータイムフレーム内のパルスの発生について、電気系統の少なくとも1つの位相をモニタリングすることを有し、

マイナータイムフレーム内において電気系統内で生じるパルスのピーク振幅を検出することを有し、

検出されたパルスの前記ピーク振幅が、前記の低い方のトリガーレベルおよび/または前記の高い方のトリガーレベルを超えているか否かを特定することを有し、

パルスの前記ピーク振幅が、低い方のトリガーレベルおよび/または高い方のトリガーレベルを超えているならば、パルス番号を該パルスに割り当てるることを有し、

該パルスに関連付けられた該パルス番号がマイナータイムフレーム内の予め定められたパルス数の閾値よりも小さいならば、該パルスまたはそれに関連する情報を捕獲(capturing、キャプチャ)することを有し、

移動タイムトリガー(moving time trigger)オフセットを次のように適用することを有し：

パルスが前記の低トリガーレベルを超えているが前記の高トリガーレベルを超えておらず、かつ、該パルス番号が所定のパルス数と等しいならば、これが生じたマイナータイムフレーム内の時間値を記録し、かつ、それに続く次のマイナータイムフレーム内の該時間値が過ぎるまで、前記の低トリガーレベルを超えるが前記の高トリガーレベルを超えないパルスの捕獲を停止すること、および、

該移動タイムトリガーオフセットの値が該次のマイナータイムフレームの値と等しくなった後に、該移動タイムトリガーオフセットの時間値をゼロにリセットし、前記の低トリガーレベルのみを超えるパルスについて、該次のマイナータイムフレームに対してパルスの捕獲を開始すること、および、

当該方法は、

捕獲されたパルスをメモリデバイスに保存することを有する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0009

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0009】

当該方法は、さらに、

サンプルポイントにおける現在のパルスのピーク振幅が、前回のサンプルのピーク振幅よりも下回るならば、タイマーをスタートさせ、かつ、前回のパルスのピーク振幅および符号を保存することを有し、かつ、

タイムアウト期間(timeout period)の間に、現在のパルスのピーク振幅が、前回のパルスの保存されたピーク振幅よりも大きいならば、前記タイマーをリセットし、新たなタイムスライス期間を開始することを有していてもよい。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0011

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0011】

当該デバイスは、移動タイムトリガーオフセットを少なくとも適用するように構成されたプロセッサーを含んでもよい。従って、このプロセッサーは、パルスのピーク振幅が低トリガーレベルを超えているが高トリガーレベルを超えておらず、かつ、パルス番号が予め定められたパルス数の閾値と等しくなっているマイナータイムフレームにおける、該マイナータイムフレーム内の時間値を記録するように構成されていてもよく、

それに続く次のマイナータイムフレーム内の該時間値が過ぎるまで、前記の低トリガーレベルを超えているが前記の高トリガーレベルを超えていないピーク振幅を有するパルスについて、該パルスまたはそれに関連する情報の捕獲を停止するように構成されていてもよく、かつ、

該移動タイムトリガーオフセット値が該次のマイナータイムフレームの値と等しくなった後に、該移動タイムトリガーオフセットの時間値をゼロにリセットし、前記の低トリガーレベルのみを超えるピーク振幅を有するパルスについて、該次のマイナータイムフレームに対してパルスの捕獲を開始するように構成されていてもよい。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0017

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0017】

説明を容易にするため、本明細書では、2つのタイムフレームを規定する。1つ目はタイムスライス(time slice)であり、2つ目はマイナータイムフレーム(minor time frame)である。タイムスライスは、80 μs のタイムフレームであり、これは、接続されたコンピューターが生成する散布プロット(scatter plot)にてデータを示すための時間解像度である。他方、マイナータイムフレームは、20 ms のタイムフレームであり、50 Hz の1サイクルに等しい。従って、マイナータイムフレームは典型的に、250 のタイムスライスからなることになる。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0021

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0021】

ピーク検出器20は、事実上、ピーク追跡アーキテクチャ(peak tracking architecture)である。もし、サンプルポイントでの大きさが、前回のサンプルの大きさよりも小さいならば、タイマーがスタートされ、前回のサンプルの大きさおよび符号が保存される。もし、タイムアウト期間の間に、現在の大きさが保存された値よりも大きいならば、大きさおよび符号が保存され、タイマーがリセットされ、新たなタイムアウト期間が開始される。タイマーがタイムアウト(時間切れ)したとき、確認ピーク(valid peak)は、ピーク確認フラグを表明(asserting)することによって、宣言(declare)されることになる。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0095

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0095】

その代わり、或いはそれに加えて、当該方法80は、移動タイムトリガーオフセットを適用することを含む。これは、パルスが低トリガーレベルを超えるが高トリガーレベルを超えず、かつ、パルス数が、予め定められたパルス数と等しいマイナータイムフレーム内の時間値を記録すること；それに続く次のマイナータイムフレーム内のこの時間値が過ぎるまで、低トリガーレベルを超えるが高トリガーレベルを超えないパルスの捕獲を停止すること；並びに、該移動タイムトリガーオフセットの値が該次のマイナータイムフレームの値と等しくなった後、該移動タイムトリガーオフセットの時間値をゼロにリセットし、かつ、低トリガーレベルのみを超えるパルスについて、該次のマイナータイムフレームにに対してパルスの捕獲を開始すること、を含んでいてもよい。